平成28年度

熊野町農業委員会 議事録

第5回

熊野町農業委員会

平成28年度第5回 熊野町農業委員会

日時 平成28年9月26日(月)午前9時

場所 役場2階 201会議室

出席委員(13人)

委員	1番	伊藤	昭博
委員	2番	南田	正孝
委員	3番	藤友	正男
委員	4番	小田原勝好	
委員	5番	伊藤	忠治
委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透
委員	10番	原	恭博
会長職務代理者	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博
委員	13番	民法	正則
会長	14 番	中須	岩登

欠席委員(1人) 委員 9番 中原 裕侑

議事録署名委員(2人)

委員 2番 南田 正孝

委員 4番 小田原勝好

農業委員会事務局職員

事務局長曽根和典

(代理出席:主幹 穂坂 俊彦)

農業委員会 書記 荻野 孝雄

主事 山本 耕平

議長

ただいまの出席委員は 13 名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規 定による定数に達していますので、ただ今から平成28年度 第5回熊野町 農業委員会を開会します。

議長

はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。

議長

2番 南田委員と4番 小田原委員を指名します。

議長

それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より本日の議事日程を朗読させます。

事務局

議事日程平成28年度第5回熊野町農業委員会中、下記による事件を付議する。平成28年9月26日月曜日 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 日程第1 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」日程第2 議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

日程第3 議案第17号「農地改良届について」以上になります。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題とします。

議長

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 平成28年9月26日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登 事務局

番号 農地の所在 初神 、 地目 登記簿 畑、 現況 休耕畑、 面積 294 ㎡ 城之堀 、 地目 登記簿 田、 現況 休耕田 面積 263 ㎡外 2 筆、 計 1,230 ㎡

権利種別 3条無償移転、 譲渡人氏名

歳 滋賀県彦根

市後三条町 、 申請事由 労働力不足による

譲受人氏名 歳 熊野町初神

申請事由 経営規模の拡大

事務局

番号 農地の所在 萩原 、 地目 登記簿 田、 現況 田、 面積 372 ㎡外 2 筆、 計 691 ㎡、 権利種別 3 条有償移転

譲渡人氏名 歳 熊野町神田

申請事由 労働力不足による、 譲受人氏名 歳 熊野町

萩原 、 申請事由 経営規模の拡大

以上になります。

議長

ありがとうございました。それでは、地元委員の調査結果の報告ならびに 説明をお願いします。

まず、番号 についてですが、申請地の中に城之堀 丁目の農地がございます。本来であれば、 委員の担当地区になりますが、今回は都合により 委員に調査を依頼しております。

委員お願いします。

委員

はい。では報告します。16日に事務局の方と現地へ行きました。

ここは、初神と城之堀の溝をまたいでの場所なのですが、譲受人の方のす ぐ近くにある、休耕している畑です。譲受人の方も、以前から農業をされて いますので、特には問題のない案件だと思います。審議のほうをよろしくお 願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

当案件について、何か意見はございませんか。

委員

譲受人は、田んぼにするのですか。

委員

後ほどの議案にありますが、自分の既存の田と含めて一体化するようなことを計画されているみたいです。

委員

休耕はどんな状態で渡されるのですか。

委員

少し草が生えている状態で渡されるようです。草刈りをすればすぐに使えるような状態です。

委員

何年くらい休耕されているのですか。

委員

ちょっとそこまでは把握しておりません。

委員

譲渡人は滋賀県の方ですね。町内にはいらっしゃらないので管理してもら えたらいいですね。無償ですね。親類ですか。

事務局

親類になります。

議長

よろしいですか。

議場

はい。

議長

次に番号 の農地についてですが、本日は都合により参加できないとのことです。 委員から事務局のほうに説明を依頼されているそうなので事務 局の方よろしくお願いします。

事務局

それでは説明させていただきます。

平成28年9月16日午後2時ごろに 委員、事務局職員と現地調査へ 行きました。現地は現在も作付けがされており、委員からも問題はないだろ うと意見をいただきました。審議の程、よろしくお願いします。 議長

ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

委員

ここは有償ですか。

事務局

はい。

議長

ほかに質問はありませんか。

議場

(全員:質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。

議場

(全員:異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。

議長

次に、日程第2、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申 請について」を議題とします。

議長

事務局より議案の朗読及び説明をさせます。

事務局

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 平成28年9月26日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 新宮 地目 登記簿 田、 現況 田、 面 積 584 ㎡外 2 筆、 計 1,582 ㎡ 申請人氏名

広島市中区上八丁堀

転用目的・施設等 農地改良(一時転用) 転用理由 現在道路より低いため、盛り土を行い軽トラックの入れるような果樹園にする。 備考として、工事計画:許可後から5ヶ月(農地への復元期間を含める)としています。 以上です。

議長

ありがとうございました。それでは地元委員からの調査結果の報告ならび に説明をいたします。

委員お願いします。

委員

はい、報告します。9月20日に、事務局の方と調査をいたしました。 現状は、3~4年は作っておられず、背高泡立ち草が生えておりました。 今まではお父さんが誰かに作らせていたようですが、亡くなられてからも う耕作はされておられません。なので、 さんが相続でもらわれました。 それで知り合いの方と話をされて、埋めて果樹園にするという事になりました。審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員:質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 ご異議はありませんか。

議場

(全員:異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は許可することに決定しました。

議長

次に、日程第3、議案第17号「農地改良届について」議題とします。

議長

事務局より議案の朗読をさせます。

事務局

議案第17号「農地改良届について」

平成28年9月26日提出 熊野町農業委員会会長 中須 岩登

事務局

番号 農地の所在 初神 、 地目 登記簿 畑、現況 休耕畑 面積 294 ㎡の内 171 ㎡外 3 筆 計 1,188 ㎡

申請人氏名 熊野町初神

施工責任者 熊野町初神

改良の目的 自己の農地と譲り受ける農地を利用しやすい農地に改良して 耕作するため。 以上になります。

議長

ありがとうございました。それでは、調査結果の報告ならびに補足説明を 求めます。

委員お願いします。

委員

はい。報告いたします。先程の3条無償移転の土地と同一の物件になるかと思いますが、先程も申し上げたとおり、既存の自分の土地と今回譲り受ける土地等を広くして大きくする計画があるようです。盛り土等をされて高さを一定にしたりするということで、計画をされるようです。特に問題はないと思います。 以上です。

議長

ありがとうございました。

当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員:質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第17号「農地改良届について」、ご異議はありませんか。

議場

(全員:異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議案書第17号「農地改良届について」は、受理することに決定しました。

議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

その他、何かございませんか。

次回農業委員会は 10月20日(木)午前9時から 開催予定です。

議案については 10月13日以降に事務局より配布予定です。

以上をもちまして、平成28年度第5回 熊野町農業委員会を閉会します。